

問題で聞かれているのは「正しいもの」か「誤っているもの」かをきちんと確認。  
「正しいもの」「誤っているもの」の文字を○で囲むと見直す時にも便利。

[No. 1] 組合施行の市街地再開発事業における総会の議決に関する記述で、正しいものは次のうちどれか。  
18-36

1. 施行地区が工区に分かれているときに、工区ごとに総会の部会を設けるためには、都市再開発法第 33 条に規定する「特別の議決」が必要である。
2. 施行地区内の宅地について所有権と借地権とをともに有する組合員は、都市再開発法第 33 条に規定する「特別の議決」については、宅地について所有権を有する組合員として、及び宅地について借地権を有する組合員として、それぞれ議決権を有する。
3. 参加組合員は、都市再開発法第 33 条に規定する「特別の議決」に参加することができない。
4. 組合員は代理人をもって議決権を行使することができるが、代理人は、同時に複数の組合員を代理することはできない。

[No. 2] 市街地再開発組合の総会における都市再開発法第 33 条に規定する特別の議決(以下「特別の議決」という。)に関する記述で、誤っているものは次のうちどれか。17-34

1. 議長は、「特別の議決」を行う場合は、組合員として総会の議決に加わることができる。
2. 事業計画のうち、設計の概要及び資金計画に関する事項を変更するには、「特別の議決」を要しない。
3. 権利変換計画を定めるときは、「特別の議決」を要する。
4. 都市再開発法第 133 条第 1 項により、管理規約を定めるときは、「特別の議決」を要する。

[No. 3] 市街地再開発組合の総会の議決に関する記述で、正しいものは次のうちどれか。21-25

1. あらかじめ通知した会議の目的である事項についてのみ、総会で議決することができる。
2. 市街地再開発組合の総会は、総組合員の 3 分の 2 以上の出席がなければ議事を開くことができず、その議事は都市再開発法に特別の定めがある場合を除くほか、出席者の議決権の過半数で決し、可否同数の時は議長の決するところによる。
3. 理事長は、通常総会の会議を開く日の 10 日前からその会議を開くまでの間、当該通常総会において承認を求めようとする事業報告書、収支決算書及び財産目録を主たる事務所に備え付けておかなければならない。
4. 参加組合員は、都市再開発法第 33 条に規定する「特別の議決」に参加することができない。

[No. 4] 市街地再開発組合の総会における決議事項のうち、都市再開発法第 33 条に規定する特別の議決を必要としないものは次のうちどれか。23-36

1. 権利変換計画に関する事項。
2. 事業代行開始の申請に関する事項。
3. 施行地区の変更。
4. 組合の解散に関する事項。

[No. 5] 組合施行の市街地再開発事業における総会の議決に関する記述で、正しいものは次のうちどれか。  
25-36 (18-36 類似)

1. 施行地区が工区に分かれているときに、工区ごとに総会の部会を設けるためには、都市再開発法第 33 条に規定する「特別の議決」が必要である。
2. 施行地区内の宅地について所有権と借地権とをともに有する組合員は、都市再開発法第 33 条に規定する「特別の議決」については、宅地について所有権を有する組合員として、及び宅地について借地権を有する組合員として、それぞれ議決権を有する。
3. 議長は、組合員として総会のすべての議決に加わることができない。
4. 組合員は、代理人をもって議決権を行使することができるが、代理人は、同時に複数の組合員を代理することができない。

[No. 6] 市街地再開発組合の総会の決議事項のなかで、都市再開発法第 33 条に規定する「特別の議決」を要しないものは次のうちどれか。13-37 (23-16 類似)

1. 権利変換計画の変更
2. 事業計画に定められた施行地区の変更
3. 定款の変更のうち参加組合員に関する事項の変更
4. 組合の解散

[No. 7] 市街地再開発組合の参加組合員の負担金及び分担金の納付に関する記述で、誤っているものは次のうちどれか。18-32

1. 参加組合員が納付すべき負担金について、分割納付する場合には、各納付期限ごとの納付金額は、権利変換計画で定めなければならない。
2. 参加組合員が納付すべき負担金の納付期限は定款で定めるものとする。
3. 参加組合員が納付すべき負担金の最終の納付期限は、施設建築物の建築工事完了の公告の日から 1 月をこえてはならない。
4. 参加組合員以外の組合員が賦課金を納付すべき場合においては、参加組合員は分担金を納付するものとする。

[No. 8] 市街地再開発組合の参加組合員に関する記述で、誤っているものは次のうちどれか。24-35

1. 参加組合員は、権利変換計画の定めるところに従い取得することとなる施設建築物の一部等の価額に相当する額の負担金を組合に納付しなければならない。
2. 参加組合員以外の組合員が賦課金を納付すべき場合においても、参加組合員は分担金を納付しなくてもよい。
3. 組合は、参加組合員が負担金、分担金を滞納したときは、督促状を発して督促し、その者がその督促状において指定した期限までに納付しないときは、市町村長に対し、その徴収を申請することができる。
4. 組合が負担金及び分担金を徴収する権利は、5 年間行わないときは、時効により消滅する。

[No. 9] 第一種市街地再開発事業における審査委員に関する記述で、正しいものは次のうちどれか。18-36

1. 組合の審査委員は、土地及び建物の権利関係又は評価について特別の知識を有し、かつ、公正な判断をすることができる者及び施行地区内の宅地について所有権又は借地権を有する者のそれぞれから任命しなければならない。
2. 組合の審査委員の任期は5年以内と定めなければならない。
3. 組合の審査委員は、総会で選任されるが、選任の議決にあたっては、都市再開発法第33条に規定する「特別の議決」を要しない。
4. 審査委員の数は、組合施行及び会社施行の場合には、3人以上と定められているが、個人施行の場合には、都道府県知事の承認を得て、3人未満とすることができる。

[No. 10] 市街地再開発組合の審査委員に関する記述で、正しいものは次のうちどれか。25-37

1. 審査委員の任期は、市街地再開発組合が存続する間は何年間でもよい。
2. 権利変換計画の決定に関し審査委員の同意を得る場合は、必ず審査会を開催する必要がある。
3. 権利変換計画の変更で、保留床の処分価額や処分先を変更するときは、審査委員の過半数の同意が必要である。
4. 権利変換計画の変更で、配置設計を変更する場合、変更に係る部分について利害関係を有する者の同意を得た時は、審査委員の同意は必要としない。